

動物へ餌を与えた後に清掃を行うこと等を義務付けます

目的

はと、からすその他の動物に餌を与えた方に清掃等を義務付けることによって、公共の場所の清潔を保持し、生活環境を守る。

内容

- 施行日 : 令和元年12月14日
- 改正内容 : 動物に餌を与えた方に対して、残った餌や動物のふん・羽毛等の散乱、ふん尿等による臭気が発散しないよう、清掃すること等を義務化
- 連絡窓口 : 各区保健福祉センター生活環境業務担当
- 改善命令 : 義務違反により生活環境を著しく阻害している場合
- 罰則 : 令和2年3月1日～
改善命令にも違反した場合、罰則として過料（5万円以下）

ポイント

生活環境を阻害する行為を規制するための改正であり、餌を与える行為を規制するものではありません。

過料を適用するまでの手続き

**餌を与えた後、
清掃等がされていない**

- 餌が残っている
- 抜け落ちた羽毛等の散乱
- ふん尿の臭気など

連絡窓口

各区保健福祉センター
生活環境業務担当

- 電話等の相談
- 現地確認
- 餌を与えた後に
清掃等を行うよう、
口頭による注意や
指導

動物へ餌を与えた後に清掃を行わない場合の指導等フロー

指導

文書
勧告

改善
命令

過料
徴収

○指導

口頭注意や指導を受けたが、清掃等を行わない場合

○文書勧告

上記指導を受けたにも関わらず、清掃等を行わない場合

○改善命令

文書勧告にも従わず、違反行為を繰り返す場合

○過料徴収（5万円以下）

改善命令に違反した場合